

令和7年度(上期) 交通事故巡回相談日程表

※2日前(土、日、祝日を除く)までに予約が必要です。

管 轄	月 日 場 所	お問合せ先	5月		6月		7月		8月		9月	
			日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
本 所	銚子市	0479(24)8734	12	月	9	月	14	月	18	月	8	月
	船橋市	047(436)2787	8	木	12	木	10	木	14	木	11	木
			22	木	26	木	24	木	28	木	25	木
	茂原市	0475(20)1505	23	金	27	金	25	金	22	金	26	金
	成田市	0476(20)1527	13	火	10	火	1	火	5	火	2	火
	佐倉市	043(484)6152	7	水	4	水	2	水	6	水	3	水
			21	水	18	水	16	水	20	水	17	水
	東金市	0475(50)1119	12	月	2	月	7	月	4	月	1	月
	旭市	0479(62)5396	19	月	16	月	22	火	18	月	16	火
	習志野市	047(453)9304	1	木	5	木	3	木	7	木	4	木
	勝浦市	0470(73)6640	27	火			29	火			30	火
	八千代市	047(421)6718	28	水	25	水	23	水	27	水	24	水
	四街道市	043(421)6107	28	水	25	水	23	水	27	水	24	水
	八街市	043(443)1420	16	金	20	金	18	金	15	金	19	金
	印西市	0476(33)4435	23	金	20	金	18	金	22	金	19	金
	白井市	047(401)4081	28	水	25	水	30	水	27	水	24	水
	富里市	0476(93)1117	20	火	10	火	8	火	12	火	9	火
	匝瑳市	0479(73)0088	2	金	6	金	4	金	1	金	5	金
	香取市	0478(50)1248	13	火	10	火	8	火	12	火	9	火
	山武市	0475(80)1271	29	木			24	木			25	木

管 轄	月 日	お問合せ先	5月		6月		7月		8月		9月	
	場 所		日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
本 所	い す み 市	0470(62)2000	13	火			8	火			9	火
	大 網 白 里 市	0475(70)0342	8	木	12	木	10	木	14	木	11	木
	九 十 九 里 町	0475(70)3107	14	水			16	水			17	水
	大 多 喜 町	0470(82)2111							20	水		
東 葛 飾 支 所	市 川 市	047(712)8529	13	火	24	火	8	火	26	火	9	火
			27	火			22	火				
					3	火			5	火		
	野 田 市	04(7123)1068	9	金	13	金	11	金	8	金	12	金
			23	金			25	金			26	金
	柏 市	04(7167)1115	7	水	4	水	2	水	6	水	3	水
	流 山 市	04(7158)1616	19	月	16	月	28	月	18	月	22	月
	我 孫 子 市	04(7185)1369	12	月	9	月	14	月			8	月
	鎌 ヶ 谷 市	047(445)1274	16	金	20	金	18	金	22	金	19	金
	浦 安 市	047(712)6500	12	月	9	月	14	月	25	月	8	月
			26	月	23	月	28	月			22	月
	安 房 支 所	木 更 津 市	0438(38)3089	14	水	11	水	9	水	13	水	10
21				水	18	水	16	水	20	水	17	水
君 津 市		0439(56)1395	19	月	16	月	14	月	4	月	1	月
			26	月	23	月	28	月	18	月	22	月
富 津 市		0439(80)1252	12	月	9	月	7	月	12	火	8	月
袖 ヶ 浦 市		0438(62)3102	28	水	25	水	23	水	27	水	24	水

自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

加害者 請求		提出書類名	被害者 請求	
死亡	傷害	仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金 あるいは損害賠償額請求のときには、再提出 の必要はありません。	死亡	傷害
保険金			損害賠償額	
●	●	保険金(または損害賠償額)支払請求書★	●	●
●	●	交通事故証明書	●	●
●	●	事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★	●	●
	●	診断書及び診療報酬明細書★		●
●		死体検案書または死亡診断書	●	
●		戸籍謄本	●	
●	●	請求者の印鑑証明	●	●
○	○	委任状(委任者の印鑑証明添付のこと) 請求権・受領権を委任する場合に必要です。	○	○
○	○	示談書★ 領収書		
○	○	看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等	○	○
○	○	休業損害に関する証明書★	○	○

- (1)●印は、必ず必要な書類です。
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。
★印の用紙は保険会社の窓口に着用してあります。
- (2)被害者が2名以上の場合は、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3)保険請求の時効
被害者の場合は、事故が起こってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと時効になります。
- (4)この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等をご覧になれます。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



交通事故相談所の案内

相談は
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。
また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。

県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員
(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。

相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。

ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。

また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽
にご利用ください。相談は電話でもお受けします。

なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

相談所所在地	本所	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階) 交通事故相談所 (043)223-2264
	東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根7(東葛飾合同庁舎4階) 交通事故相談所 東葛飾支所 (047)368-8000
	安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階) 交通事故相談所 安房支所 (0470)22-7132
相談時間	午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く) [受付は午後4時30分まで] できるだけ予約をしてからの来所をお願いします。	
主な相談内容	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、 心のケア(本所)など	
巡回相談	県内33市町(裏面参照) 午前10時～12時、午後1時～3時 土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。 ※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。 詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。	



千葉県交通事故相談所

